## 

## (日証協)協会員のアナリストによる発行体への取材等 及び情報伝達行為に関するガイドライン

山 本 悟

目 次

- 1. 日本証券業協会の概要、自主規制規則とガイドラインの関係
- 2. ガイドライン検討開始の背景
- 3 法人関係情報と重要事実の関係

- 4. ガイドラインの概要
- 5. 最後に
- 6. 質疑応答

日本証券業協会では、2016年9月20日に「協会員のアナリストによる発行体への取材等及び情報伝達行為に関するガイドライン」を制定し、協会員のアナリストが行う取材等のあり方や、発行体から取得した情報及び当該情報を基にした分析、評価等の伝達のあり方を示した。本講演会では、ガイドラインの位置付けや考え方を説明する。

## 1. 日本証券業協会の概要、自主規制 規則とガイドラインの関係

本日のテーマは「協会員のアナリストによる発行体への取材等及び情報伝達行為に関するガイドライン」についてである。本ガイドラインは2016年7月21日から8月20日までパブリックコメントの募集を実施し、同年9月20日に公表、同日から運用を開始した(注1)。

まず、はじめに簡単に日本証券業協会(以下、 日証協)について説明したい。日証協は金融商品 取引法第67条に規定する認可金融商品取引業協会であり、金融商品取引業における唯一の認可団体である。日証協の目的は、「協会員の行う有価証券の売買その他の取引等を公正かつ円滑ならしめ、金融商品取引業の健全な発展を図り、もって投資家の保護に資すること」である。

日証協の主な業務の一つとして自主規制業務が 挙げられている。自主規制とは、金融商品市場へ の信頼を確保するために、法令によるものではな く、自治の精神に基づき、自ら策定した規則によ って自らを律することである。規則の策定に当た



山本 悟(やまもと さとる)

日本証券業協会 自主規制企画部長。1993年日本証券業協会入社。2015年1月IT統括部 長を経て、16年7月より現職。

(本稿は2016年11月1日に日本証券アナリスト協会で開催された講演会の要旨である。)